

自治基本条例フォーラム
「みんなで市を運営するためのルールを考えよう」

日 時	平成 21 年 12 月 12 日(土) 13:00 ~ 16:00
場 所	牧之原市 相良史料館 2 階ホール
出 席 者	「自治基本条例を創る会」委員、区長、各種審議会委員、 市民（中学生を含む）、市三役ほか市役所職員等 約 100 人
内 容	<p>当日の配布資料等は、別添のとおり。</p> <p>【司会進行：「創る会」原口幹事】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 開会あいさつ（「創る会」榛地会長）・ 市自治基本条例検討の経過と条例骨子（案）について （パワーポイントを使っての説明：「創る会」堀池幹事）・ 特別講演「自治基本条例をつくる意味」 （講師：神原 勝 北海学園大学教授）・ フォーラム「みんなで市を運営するためのルールを考えよう」 （コーディネーター：日詰一幸 静岡大学教授 意見発言：「創る会」大石幹事、小澤幹事）・ 市長あいさつ（西原市長）・ 閉会あいさつ（「創る会」鈴木副会長）・ 出席者に対するアンケート （意見のまとめは、別添のとおり）

自治基本条例に盛り込みたい内容の構成(案) (H21.12.12現在)

前 文

第1章 総則

- 第1節 目 的
- 第2節 定 義
- 第3節 条例の最高規範性（条例の位置づけ）
- 第4節 基本理念
- 第5節 自治運営の基本原則
 - 1 住民自治の原則
 - 2 情報共有の原則
 - 3 参加の原則
 - 4 協働の原則
 - 5 ひとつづくりの原則
 - 6 フォーラムまきのはら（補完性）の原則

第2章 自治運営を担う 主体の役割・責務

- 第1節 市民の権利及び役割
- 第2節 市議会の役割
- 第3節 市の執行機関等の役割
 - 1 総合計画
 - 2 財政運営
 - 3 行政評価
 - 4 組織体制
 - 5 情報共有
 - 6 個人情報保護
 - 7 説明責任
 - 8 行政手続
 - 9 危機管理
 - 10 適法公平公正な市政運営

第3章 自治運営の基本原則 に基づく制度等

- 第1節 青少年・子どもの参画
- 第2節 市民参加制度
- 第3節 施策への反映
- 第4節 市民活動団体との協働
- 第5節 協働による地域のまちづくり

第4章 条例の見直し・検証評価

- 第1節 条例の改正手続
- 第2節 検証
- 第3節 評価

前文

この項目では、自治基本条例で目指すまちの姿や、この条例の背景、想い、制定の決意など市民の想いを明らかにします。

第1章 総則

第1節 目的

自治基本条例は、基本理念、自治運営の基本原則及び自治運営を担う主体（市民、市議会及び市の執行機関等）のそれぞれの役割を定めます。

・ 「まちづくり基本条例を考える会」検討結果報告書の4ページ参照

市民自治による協働のまちづくりを推進することによって、市総合計画に掲げている、牧之原市が目指すべき「幸福実現都市」の実現を図ることを目的とする条例です。

○「まちづくり基本条例を考える会」検討結果報告書 4ページ（抜粋）

「私たち市民の想いが生かされるようなまちづくりが求められている今、自分たちの生活を他人任せにするのではなく、「私たちはこうしたまちを造りたい、こうしたまちに住みたい。」というそれぞれの想いや願いを実現し、そのための活動を支援するために、まちづくりのルールを創っていくことが重要と考えます。

○市総合計画基本構想 基本理念（抜粋）

「私たちは、人と人とのつながりを大切にし、互いに支えあう協働による社会を市民が主体となって創造していく」「幸福実現都市 ふれあい ビタミン あいのまち」をまちづくりの基本理念とします。

第2節 定義

この項目では、全体を通して使われている言葉のうち「市民」「市の執行機関」「参加」「協働」などについて定義します。

○牧之原市には在住の市民だけでなく、通勤、通学している市民がいます。また、外国人、未成年など、選挙権のない市民もいます。市民の権利や責務もふまえて、市民であるということはどういうことなのか、市民をどう定義すべきかを検討する必要があります。

○「市の執行機関」は、地方自治法第138条の4に規定する「市の執行機関」（市長及び教育委員会他、地方自治法第180条の5に列記されている各種行政委員会）に、独立した権限を有する公営企業管理者を加えて定義すべきであると考えています。

○「参加」とは、施策の立案から実施及び評価までの過程において、意見や提案を行うことや具体的な行動を通じて、主体的（自らの意思・判断により行動すること）に市政に参加すること、と考えています。

○「協働」とは、市民と行政、市民とNPO、NPOと行政など、それぞれ異なる主体が、対等な立場で役割と責任を分担し合い、お互いの特性等を尊重しながら、補完し、協力していくことであり、これからのまちづくりの重要な原則となるものと考えています。

第3節 条例の最高規範性（条例の位置づけ）

自治基本条例は、牧之原市の「憲法」としての最高規範条例であり、他の条例や規則は本条例を尊重しなければならないことを盛り込みます。

○この条例は本市の最高規範であり、市はこの条例の趣旨を最大限に尊重し、関連する条例や制度の整備を進めることが必要になります。

○この条例の制定にともなって、条例に基づく取組の状況を確認する機関を設けることを検討する必要があると考えています。

○一定の年数を超えない期間で定期的に見直す必要があると考えています。

第4節 基本理念

この項目では、前文、目的ののっとり、自治の基本的な理念を明らかにします。

○市の総合計画では次のように示しています。

「私たちは、人と人とのつながりを大切にし、互いに支えあう協働による社会を市民が主体となって創造していく」「幸福実現都市 ふれあい ビタミン あいのまち」をまちづくりの基本理念とします。

○今後の本格的な地方分権の到来を踏まえ、牧之原市が、自主・自立の市政を進めていくことを基本理念としていきたいと考えています。

○キーワード

- ・市民のための市役所
- ・フォーラムまきのはら
- ・報徳

「第1次牧之原市総合計画前期基本計画における平成21年度 戦略プラン ローカルマニフェスト」の1ページから

○「まちづくり基本条例を考える会」検討結果報告書（抜粋）

現在、牧之原市では、「市民にとってどうすることが、どんな方法で、税金をどう使うことが、どんな方法でやるかが、市民のために一番いいのか！」という、市役所の判断基準として「市民のための市役所」を掲げています。また、地域の公共的課題や地域で困っている問題について、当事者、利害関係者が一堂に会し、お互いの状況を理解し合い、議論しあいながら一番良い解決方法を見出せるよう、市役所と市民が一緒になって取り組んでいくような事業展開（これを「フォーラムまきのはら」と呼んでいます）をしているところです。

第5節 自治運営の基本原則

自治基本条例の最も基本的な原則として、現在以下の6つを検討しています。

- ①住民自治の原則
- ②情報共有の原則
- ③参加の原則
- ④協働の原則
- ⑤ひとつづくりの原則
- ⑥フォーラムまきのはら（補完性）の原則

住民自治の原則

まちづくりは、市民の参加により、市民の意思に基づき、その責任において行うことを示す原則です。まちづくりは市民一人ひとりが主体であることを盛り込みます。

○「住民自治」という地方自治の本旨を実現するための自治運営の基本大原則が「市民参加」。関係性として：「情報共有の原則」⇒成立のために必須 「協働の原則」⇒手法

情報共有の原則

市民・市議会・執行機関が一体となってまちづくりを行うには、一方的な情報保持ではなく相互に情報共有することが大切であることを盛り込みます。

○行政が保有する情報は、市民との共有財産であるという考えを示します。

参加の原則

市民参加の位置づけを明確にしたいと考えます。

○市民に対して参加の機会を保障すること、市民参加を図るための取組を積極的に進めることを原則として掲げたいと考えます。

協働の原則

地域社会の解決を図るため、目的を共有してそれぞれの立場を理解し合い、相互に協力し合ってまちづくりを推進していきたいと考えます。

○市総合計画基本構想 将来都市像（抜粋）

〔市民が主体的にまちづくりを行っていくため、市民と行政による協働や市民参画の仕組みを整えるとともに、市民と行政の相互理解を一層深め、それぞれの役割と責任で市民主体の自治を目指します。〕

○市長マニフェスト2009（抜粋）

〔4年間進めてきました「市民との協働」をさらに進め、市民との信頼関係の上に立って、それらの事業を進めると同時に、特出すべき10項目とその他の21項目を提示します。〕

ひとつづくりの原則

①まちづくりのために、積極的に人材育成と活動できる環境の整備を進めることを考えています。

②次代のまちづくりの担い手となる子どもたちが、地域の祭りをはじめ地域行事への参加を通じて健全育成をはかることを盛り込みます。

○この原則は、他市町村の自治基本条例にはあまり見られない、牧之原市特有の原則です。
フォーラムまきのはら(補完性)の原則

重要な施策の決定にあたっては、市民や利害関係者を含めた広い意見を反映、検討し
事業決定することを原則化します。

第2章 自治運営を担う主体の役割・責務

第1節 市民の権利及び役割

基本原則に基づいて、市民には市政に「参加、協働する権利」があることと、市民の役割
を規定することを盛り込みます。

①市民はまちづくり(自治)の主体者であり、その帰結として当然に、まちづくり(自治)を
行う権利を有することや、②市政に参加する権利・情報を知る権利を明記します。③未成
年者は次世代の担い手としてそれぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有
することを規定するかどうか、検討していきます。

○市民の権利として、どのような権利を自治基本条例で掲げるべきか、検討していきます。
○条例の目的を達成するために、市民はどのような役割を担い、努力する責務があるのか、
あるいは、市民に義務・責務の規定が必要なのかどうか、検討していきます。
○責務、役割の具体的内容については、検討課題です。

第2節 市議会の役割

市民の代表機関としての市議会はどうあって欲しいかを市民の視点から盛り込んでいき
たいと思います。議員の皆さんとの意見交換も踏まえ、一緒に条例を考えていきたいと思
います。

①議会は、憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すため、市政についての評価・
監視、政策の立案等を行う機関であること、②議会は、権限を行使するにあたり、市民の
意見が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について分か
りやすい言葉で説明するなど市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めるこ
と、③公平性・透明性・独自性の確保、④議員の活動原則及び責務について盛り込みたい
と考えています。

第3節 執行機関等の役割

市の執行機関等(行政)の役割を盛り込みます。

①執行機関は、住民から負託を受けてまちづくりを推進するにあたり、市民の意見を反映
し利益団体や一報に偏することなく公正且つ適法な運営を行うものとする、②市民に対
する説明責任、情報共有、個人情報保護などに努めること、③市政運営について健全な
財政運営、市民からの行政評価、危機管理などに努めることなどを盛り込むことを検討し
ていきます。

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 青少年・子どもの参画

熊本市自治基本条例(案)の解説の一部引用

・青少年・子どもの参画を定めたものです。
・まちづくりの原点は、人づくりです。特に少子高齢化社会が進展する中、次代を担う青少
年・子どもが、早い段階からまちづくりに参画していくことは重要であり、その保障と、それ
を見守り育てていく環境づくりを定めています。
・なお、この条例における青少年・子どもの範囲は、選挙権や自治法上の直接請求権者等
の権利を有しない20歳未満(未成年者の市民)としています。

(仮称)札幌市自治基本条例素案の説明の一部引用
〈青少年及び子どものまちづくりへの参加〉

・市民自治によるまちづくりにおいて、青少年や子どもがまちづくりに参加する権利に基づき、年齢や関心に応じて活動や意見表明をすることができるよう、市民及び市が必要な配慮に努めることを定めたものです。

○子どもの視点をまちづくりに生かし、また、未来を担う子どもがまちづくりへの参加を体験できるよう、市と市民が子どもの参加について配慮することを検討していきます。

ニセコ町まちづくり基本条例の手引きの一部引用

〈満 20 歳未満の町民のまちづくりに参加する権利〉

○満 20 歳未満の青少年及び子どもにも、その年齢に応じた参加の形態が必要であり、その意見は町の重要な財産となる。こうした子どもたちの参加の権利が保障されるべきであると考えた。

○大人たちによるまちづくりの成果は、子どもたちも直ちに享受するものである。一方で、子どもたちへの刑事罰適用年齢を下げながらも、その政治的参加を求めていない。罰することを優先させるのではなく、子どもたちの声を大人たちが真剣に聞き、まちづくりに反映させる仕組みが今後の日本に必要である。

○民法上の未成年者の権利能力との整合性

本条の権利は、あくまで「まちづくり」への「参加権」である。従って、民法上の効力とは別の概念であり、競合しない。

第 2 節 市民参加制度

自治運営の基本原則の「参加の原則」に基づき、市総合計画やその他の重要な個別計画の策定、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参加のための仕組みを整備することなど、市政への市民参加を進めるための市の取組について盛り込みます。

第 3 節 施策への反映

市が政策の立案、実施、評価の各段階において市民意見を適切に反映しなければならないことを盛り込みます。

第 4 節 市民活動団体との協働

市民の公益活動との協働について定めたものとなります。

①市の執行機関は、まちづくり活動に寄与するコミュニティや団体と協働してまちづくりにあたること、②市の執行機関は、コミュニティやまちづくりに寄与する団体が活動できる環境の整備や育成をすすめることを盛り込みます。

○環境保全や健康福祉分野などのボランティア団体の活動など、公的利益や社会貢献につながる市民自らによる自主的・自発的な取り組みこそが、住民自治の基本となるものであり、今後、協働のまちづくりを進めるにあたっては、ボランティア団体との連携が不可欠です。このため、まちづくりを協働で進めるための仕組みを整備していくことを定めることを検討していきます。

第 5 節 協働による地域のまちづくり

住民自治の根本である地域のまちづくりを定めるものです。

①執行機関等は、市民の主体的なまちづくりを促し、協働してまちづくりを進めること、②市民はお互い、あるいは他のコミュニティや団体と協力し合って、まちづくりを進めていくことを明記します。

○地域のまちづくりは、誰もが地域で安心して暮らしていけるよう、地域住民自らが考え、自分たちの地域を自分たちの手で住みよくしていくことが基本です。

○住民同士が助け合い、協力し合えるような地域社会づくりを支援していくことを定めていきたいと考えています。

第4章 条例の見直し・検証評価

自治基本条例フォーラム アンケート

本日はご参加いただきありがとうございました。「自治基本条例を創る会」では、いよいよ具体的な規定項目の検討が始まります。今後、会の議論の参考にするため、みなさんの声をお聞きしたいので、アンケートにご協力をお願いいたします。

■性別 男 ・ 女

■年代 10歳代・20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代・70歳代以上

問1. 本日の特別講演は、いかがでしたか？

5 - 4 - 3 - 2 - 1 ←満足度を表している数字に○をつけてください。

※ 数字が大きい（左側の数字）ほど、満足度が高いということです。

(理由)

問2. これからのまちづくりに大切な考え方や、市民・議員・行政の役割、市民が主役のまちづくりを進めていくうえでのルール、約束事を条例という形で決めることについて、あなたはどう思いますか？

1. 必要 2. やや必要 3. あまり必要でない 4. 不要 5. わからなかった

(理由)

問3. 牧之原市自治基本条例検討の経過と条例骨子(案)などについて、ご意見、ご要望等がございましたら、お書きください。

ご協力ありがとうございました。お手数ですが、アンケート回収箱にご投函ください。

◆ 12/12フォーラム アンケート結果(意見等) ◆

性別	歳代	問1(満足度)	理由	問2(必要性)	理由	問3(意見・要望)
男	50	4	総合計画、自治基本条例、議会基本条例。三種の神器が理解できる。	1	講演会に高校生、中学生が参加していて驚いた。小さい頃から関心があることは必要と思う。	
男	50	3	基本的な知識が私になく、聞くことが全て未知のことであり、自分の内で消化できなかった。	1	「自治基本条例」を制定しようとしていること自体を市民はほとんど知らない。「情報の公開」を取り決めることが大切と思うから。	定期的に情報(経過)を公開してください。
男	50	2	時間を守りたい。	1		
男	50	5		1		
男	50	4		2		形を作るのは容易。作ったあとの実践が重要。飾りものにならないように。
男	50	4		1		何年前から取組んでいるのでなく(その説明より)、今後のあり方、検討方式の公開を。
男	50	5	基本的なことを説明してくれ、基本条例を作るというPRになった。よくわかった。	1	1つのぶれない軸が必要、大いに賛成。しかし、一言1句書いていくのは大変なことではないか。うさぎとかめでじっくり行ければあせる必要はない。	青少年に夢の持てる基本条例でありたい。大人たちに閉塞感が漂い、子供達が夢を持って下を向いている。この2年間で、相良町の十代の若者が4人命を絶った。これは1つの学校・家庭だけの問題にとらえずに、牧之原市の問題としてとらえて真摯に受けとめたい。かけがえのない命だという気付かせることが必要。
男	50	1	フォーラム、男女協働サロン、表彰を受けるなど一般の人たちにわかっていない。もっと全体のコミュニティーの方が先だと思う。市民に方法の説明をするべき。		いまの状態はごく一部の人が進めているだけで一般の人達は全く関知していない。言葉が難しい。もっとだれでもわかる言葉で行くべき。一部の人がだけの満足感だけでは駄目。	こんなことをしているのを一般の人達は全く知らないの、意見を言う段階ではない。むやみ理想に走るよりもっと身近な問題に取り組むべきだと思う。
男	50	3		1		
男	50	2	取りつき難い内容ですので、もう少しみなさんの体に入りやすい様な話術が必要と感じました。カタい話をカタい法律用語句に話されたので。	2	この条例作成が負担になるのでは本末転倒になります。重要なことですが、急がずに軽い気持ちで取組まれた方がスムーズにいくのではと思います。	普通の人を読んで理解できるように◎分かりやすい言葉◎読みたくなるようなセンスにて作成することが重要かと思います。◎極力条文は少なくしてください。
男	50		基本条例の考え方について違った面からの必要性や作り方が勉強になった。	2		
男	50	4	目からウロコ。気づきでした。	1	急がないで進めていきましょう。	総合計画と各条例の再チェックが必要。
男	40	3		2		
男	60	4		2		
男	60	3		1	必要だが、市議・一般とも感心薄い。関係者のみの行事に過ぎない。	
男	60	4	実例ありで分かりやすかった。	1	住みやすくしたい(安全、景観、地域のつながり)	焦らず多くの意見を取り入れながら、市民が一丸となって守っていける条例になるよう祈ります。

◆ 12/12フォーラム アンケート結果(意見等) ◆

性別	歳代	問1(満足度)	理由	問2(必要性)	理由	問3(意見・要望)
男	60					
男	60	2		1		
男	60	4	①頭の中が整理できた ②「具体化」について神原先生の話がすばらしいと思った。	1	自治体の備えるべき標準装備のひとつであるから。	①市民参加を具体的にどのような形で進めていくか十分検討をお願いします。 ②自治基本条例の自治を「経営」とすべきではないでしょうか。
男	60	4	①何気なく「自治体」と言ってきたが、区会と同じ考えであったが違った。自治体は憲法が定める政府機構とは知らなかったが、今日教えていただいて「自治体」とは重要な機関だと改めて教えていただいてよかった。 ②「自治体」は本当の意味で責務を負わなければならないということも知ってよかった。	1	中高生も参加していて、老若男女も参加することで、自治体運営の基本ルールを限定することにより一人一人の責任感が生まれると思う。中高生においては参加することで後々人材育成ができて、この牧之原市のすばらしさを知ることができると思う。	牧之原市の市民がビジョンを持てるまちづくり協働サロンにしていくことが必要だ。牧之原市の人口も増加していくと思います。20代～60代になっても人材育成は必要であり、勉強することで牧之原市がよくなっていくと思います。
男	60	2	いきなり10の話では分かりにくい。段階があいまい。創る会のための話。	2	ルールではなく、概念でつくりたい。縛ることはすき間を呼ぶ。	経過説明は必要。ただし、ひとりよがりにならない手立てが必要。神原さんの話は一般市民に必要？(特に後半)
男	60	4	初めて出席し、現在市でこのような条例づくりをしていることを知り、参考になった。	1	市の活性化のためにも必要。	
男	60	4		1		市民に経過等をもっと多く公開してください。
男	60	5	はじめはちょっと難解でしたが、よくよく考えれば当たり前のことで、まずはじめに我々の生活があって、それを支える自治体があるので、そのルールづくり必要なことは言うまでもないことです。ぜひいいものをつくりたいと思います。おもしろかったです。	1		基本は私たちの生活、命をみんなで支えあうには何が必要なのか、の見方を基本にすえて欲しいと思いました。未来が描ける自治活動を作っていきたいと考えます。
男	60	3		1		
男	60	3	笑いを取り入れたい。	5	条例を作っても生かされるのか？市民全体に徹底されるか？	わからない
男	70	4	神原先生の話が分かりやすかった。	1	市長が恣意的に行政を進めないために。	独自のものを。他のところのものを持ってくるな。
男	40	3	内容は非常に勉強になった。説明する時間配分をもう少し考えていただきたい。(しっかり聴きたいという意味で)	2	役割が明確になることは良いこと。	
男	40	4		2		
男	40	5	市民、市、市議会の立場が明確になった。	1		

◆ 12/12フォーラム アンケート結果(意見等) ◆

性別	歳代	問1(満足度)	理由	問2(必要性)	理由	問3(意見・要望)
男	10	4	日本や牧之原市を救う道筋を話していただいたが、難しい点が少しあった。	1	議員、首長などの意見も正しい事が多いですが、「違うでしょう」という意見もあると思います。テレビを見ていると自民、民主、公民と良い意見、おかしな意見も出ます。決める権利がある政党は民主です。私達国民は意見は言えません。しかし市議会は政党の争いはないため市民は参加するべきです。また市民の意見にもとても良いものもあると思います。それも理由のひとつです。	全市民は難しいと思うが、子どもの意見も取り入れた条例を作って活用して欲しい。
男	10	3	とても難しい話できっと分からないだろうと考えていましたが、お話の中で理解できることもありました。	1	気軽といったら不適と思いますが、憲法に比べて市民の意見、特に子ども達の意見も聞いてもらえるので良いと思います。	
男	70	5	自治基本条例を作ることを知りませんでした。神原先生の話が大変よく分かりました。	1	行政を市民は考えているべきと思う。	
女	20	3		1	行政だけがまちづくりをする時代は終わったと思う。自分のまちは自分たちの手でよくしたい。市民がまちづくりを行う上で、その役割をハッキリさせる意味でも条例は必要	
女	30	3		1		
女	30	4	自治基本条例が市を運営する上で大切だということがわかった。	1	市民、議員、市長、職員の4者でよく話し合われた上で条例が決められ、ルール化し、市民にとっても市にとっても良い形で市政が運営されれば良いと思う。	子供の教育について、これからは記憶型ではなく創造型の人材が求められると思うので、子ども達の創造性を引き出す教育ができるよう条例の中に盛り込んだらどうか。
女	40	4	自治体の意味から説明していただき、自治基本条例の必要性を理解しやすい講演でした。また条例を作ることの厳しさ、効果も聞くことができ、責任の重さも感じました。	1	地域力が落ちてきている中、解決できない課題が増えてきていると思います。考え方は個々まちまちで、改善されない状況の中、基本的なルールや権利の保護は必要なことなんだと思いました。	
女	50		難しいお話でしたが、これから私達が生かす必要があることが少しではありますがわかってきました。	1	広い年齢層で実行できることをぜひやって欲しいと思います。	一般の人にも分かるように情報を出して欲しいと思います。
女	50	4	自治体の説明からの講演なので分かりやすかった。	1	自分達の生活や未来を生き抜くためにも、市民一人一人が自覚してまちづくり、条例が大切だと、今日参加して強く思いました。	
女	50	2		2		

◆ 12/12フォーラム アンケート結果(意見等) ◆

性別	歳代	問1(満足度)	理由	問2(必要性)	理由	問3(意見・要望)
女	60	4	何のために必要かが今までより明確になった。市民もきちんと勉強する必要があると感じた。	1	進む方向が見えてないと無駄が多いし住みたくなる市にならない。＜総合計画が生きたものになる＞	
女	60	5	創るだけではだめ。生きた条例をとりました。義務化までぜひ。	1	市民一人一人が末代までも責任を持って自分自身、周り、地域を見守る為に。	一般市民に進んでいる状態をもっと公開しないと、できてからではだめだと思う。その都度その都度公開をしてください。回覧等で詳しく。
女	60	4	最初は大変理解できないものかと思いましたが、一人一人がしっかりと考えなければならぬことと気づきました。	1	市民参加(主体)のものであれば、自分達の責任の問題となる為、充実したものになると思う。	とても良い企画を実行されていると思いました。地区別、種々の部門別にも説明会等があると市民の関心が高まると思いました。
女	60		初めて出席させていただいたので、理解できないことが多かったです。これから覚えていきたいと思えます。	1	やはり自分が参加しているという体験は必要だと思います。多数の人が気楽に参加できて、前進していけるようなものになっていけばいいと思います。	
女	60	4	講演は大変良かったです。市政をやっていくということは、難しい。良い市になることを期待しています。		無駄見直しを。	
女		3	まだ自分の知識が浅いため、全体的に難しく感じた。しかし、自治に関することを活字で頭にいれて覚えるよりも今日のように耳で聞いて、目で見てという経験が必要であると思った。言葉、用語に慣れるという点でもとても為になる講演でした。	2	どんな場合においても、事を進めていく上で、ルールや約束事は欠かせないものであると思う。しかし、なんでもかんでも条例という形で決めるのはどうかと思う。時と場合に応じた、そして時の流れ等に応じた柔軟な対応が必要であると感じた。	とても勉強になりました。ありがとうございました。
	50	2	本日のメンバーを集め、聞く話としてタイムリーとは言えない。(講演内容の切り口が?)	3	お互いを縛りつけ、スケールの小さい特徴の失われた自治体を作る可能性が高くなる。	当たり前のことを難しい表現で掲げないこと。
	60	4	有意義な話で参考になった。	3	基本条例を制定する前に、情報公開が形式であり、そこをどうするかが問題と考えている。	関連条例を制定した後に、まとめた基本条例でもいいのではないかと。
	70	4		1	条例を作ることは作成であるが、内容を市民が理解できるような内容(言葉は優しく)にすること。説明会などをしてもらいたい。	条例の途中経過など状態を開示する。
		3	昨日よりは、条例について理解できたが、まだホワーンとした感じ。しっかり理解できた状態ではない。	2	「牧之原市の自然を守る」「温暖化防止」「若者の減少」「独身者、老人の増加」等、他の市にはない問題点、提案はやはり狭い市、単位で決めることは大切だし、効果が大きだと感じる。	サロン形式の会合がいいと感じる。前回までの会合で出された意見を次回の会合の出席者に知らせて欲しい。(プリント等で)